

表1-7 常用雇用身体障害者の賃金（きまって支給する給与）

（単位：千円）

	調査産 業 計	鉱 業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	運輸・ 通信業	卸売・小売 業、飲食店	金融・保険 不動産業	サービス業
全 体	283	276	296	255	323	289	265	267	338
男 子	309	282	314	283	363	304	298	321	306
女 子	198	186	183	163	240	156	169	204	274
視 覚 障 害	401	276	382	264	290	270	241	213	450
聴 言 障 害	201	210	239	214	288	282	178	212	157
肢 体 不 自 由	282	278	297	264	289	305	277	246	306
内 部 障 害	308	280	340	331	446	236	295	362	296
重 複 障 害	203	358	331	157	329	219	211	234	391
常用労働者 全 体	286	306	313	291	422	318	235	349	287

注(1) 常用労働者全体は労働大臣官房政策調査部「毎月賃金統計調査月報」（平成10年9月分）

(2) 「きまって支給する給与」とは労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則によってあらかじめ定められる支給条件、算定方法によって支給される給与であって、超過労働給与も含む。

ロ 事業所規模別

事業所規模別に常用身体障害者の賃金をみると5～29人規模で平均32万円、100人以上規模で31万9千円となっている。5～29人規模以外は、事業所規模が大きくなるに従い平均賃金は高くなっている。

表1-8 事業所規模、性別平成10年9月の常用身体障害者の賃金

（単位：千円）

	計	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人以上
計	283	320	246	264	305	319
男 子	309	329	279	300	339	345
女 子	198	286	156	162	199	213
常用雇用労働者全体	286	249	286	317	355	397

注(1) 常用雇用労働者全体は労働大臣官房政策調査部「毎月賃金統計調査月報」（平成10年9月分）

(2) 「きまって支給する給与」とは労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則によってあらかじめ定められる支給条件、算定方法によって支給される給与であって、超過労働給与も含む。

ニ 障害の程度別

障害の程度別に常用雇用身体障害者の賃金をみると、障害が軽くなるほど平均賃金は高くなり、男女計では中度が平均賃金と同額となっている。

表1-9 障害の程度別常用雇用身体障害者の賃金（きまって支給する給与）

（単位：千円）

障害の程度	男 女 計	男 子	女 子
計	283	309	198
重 度	258	285	172
中 度	283	316	164
軽 度	334	350	289